

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第136号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月5日（日） 10時30分ごろ
発生場所	愛知県西尾市毛無島東方沖 毛無島灯台から真方位120° 80m付近 （概位 北緯34° 46.2′ 東経137° 08.6′）
事故等調査の経過	平成24年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート <i>Amigo</i> 、5トン未満（長さ6.96m） 250-27645愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	主機アウトドライブ脱落、右舷船尾に破口、右舷船首FRP剝離、右舷外板脱落
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、毛無島東方沖において、揚錨したところ、網状のものが錨に絡んでいたため、これを取り除く作業をして漂泊中、風波に圧流され、平成24年8月5日10時30分ごろ毛無島東方沖の浅瀬に乗り揚げた。 乗船者2名は、救助され、本船は、手配した台船に乗せられて西尾市所在のマリーナに運ばれた後、廃船処理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の中央期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、毛無島東方沖において、錨に絡んだ網状のものを取り除く作業をして漂泊中、風波に圧流されたことから、毛無島東方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、毛無島東方沖において、錨に絡んだ網状のものを取り除く作業をして漂泊中、風波に圧流されたため、毛無島東方沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・島の近くでは頻りに船位を確認し、風波による圧流で浅瀬に乗り

	揚げることをないように配慮すること。
--	--------------------